

## 第5章 保健・介護・福祉等支援活動

災害発生後に医療機関を訪れる方の中には、負傷等はないが健康に不安のある方など、医療ではなく保健・介護・福祉等（以下「保健等」という。）の対応が必要な方が多くいます。

医療救護活動を円滑に遂行してゆくためにも、早期から保健等への対応をしていくことが必要です。

本章は、災害医療救護活動を行いながら市町村が行う保健等の活動を支援していくために定めたものです。

- 1 県保健師を中心とした支援チームを編成し、派遣して支援します。
- 2 必要に応じて、外部支援チーム等を活用して支援します。

## 保健等支援アクションカード

### □1 ニーズの把握

- ◇1 情報分析班から、市町村における保健等活動の状況及び保健等ニーズを収集する。
- ◇2 情報分析班から、外部支援チーム及び必要資材等の情報を収集する。

### □2 支援策の検討・立案

- ◇1 把握したニーズに基づき、支援策を検討する。
  - (1) 情報の収集及び連絡調整のための職員派遣
  - (2) 本部機能を補助する職員の派遣
  - (3) 啓発資材等の提供及び必要な資材の作成の支援
- ◇2 市町村災害対策本部からの保健等活動支援要請に対し、支援策を立案する。
- ◇3 立案した支援策は、計画情報部長、対策統括責任者の決定を受け、支部長の承認を得て実施する。

### □3 外部支援チームの活用

- ◇1 市町村災害対策本部からの要請内容が明確なときは、外部支援チームを直接市町村に派遣する。
- ◇2 市町村災害対策本部が混乱しているときは、外部支援チームを県医療支部で受け入れ、保健等支援チームとして編成して派遣する。
- ◇3 必要に応じて、派遣した支援チームの活動結果の集約等を行う。